

問3 医療・介護サービス事業者の法令遵守を徹底していくためには、貴組織としては、どのような方策が必要と考えますか。もっとも重要と思われるものから順に3つお答えください。

1. コンプライアンスに関する規定をつくる
2. 法令遵守に関する責任者を明確にする
3. 経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う
4. 現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う
5. 自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る
6. 法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する
7. 不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する
8. 外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる
9. その他（具体的に： _____)



1 番目 重要 2 番目 重要 3 番目 重要

* 選択項目の番号を記入してください

問4 コンプライアンス経営に取り組むことは、慢性期医療の診療・看護・リハビリテーションなどの質の向上に影響すると思いますか。（あてはまるほうに○）

1. 影響する 2. 影響しない 3. どちらともいえない

コンプライアンス経営の現状について

問5 貴組織では、法人・団体の社会的責任に関する規定・倫理綱領・行動規範等を定めていますか。（あてはまるほうに○）

1. 定めている 2. 定めていない

問6 介護保険法令・医療関連法令および福祉関連法令以外で、組織の長として、特に遵守を心がけているものは、どのような法規ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--|-------------------------|
| 1. 労働法規（労働基準法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、パートタイム労働法、最低賃金法、雇用保険法等） | 6. 環境に関する法規 |
| 2. 個人情報保護法 | 7. “3”以外の契約に関する法規（民法法規） |
| 3. 消費者基本法、消費者契約法 | 8. 会社法 |
| 4. 公益通報者保護法 | 9. 刑法 |
| 5. 高齢者虐待防止法 | 10. 日本国憲法 |
| | 11. その他（具体的に： _____) |
| | 12. 特にない |

問7 コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）を徹底させるために、貴組織内で、どのようなことをおこなっていますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1. 定期的にコンプライアンスについての研修を行っている ⇒付問 年に____回くらい
- 2. 管理者等が朝礼・ミーティング等で訓示している
- 3. 管理者等が、随時（必要時）、個別に訓辞・指示等を行っている
- 4. その他（具体的に： _____）

問8 コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）のため、貴組織内に担当者をおいていますか。（あてはまるほうに○）

- 1. はい
- 2. いいえ

問9 コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）違反の防止や発見のために、職員の相談・報告体制や内部通報体制をつくっていますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1. 相談・報告体制をつくっている
- 2. 内部通報体制をつくっている
- 3. つくっていない

付問 「1.相談・報告体制をつくっている」「2.内部通報体制をつくっている」に○をつけた方におたずねします。それは、具体的にどのような体制ですか。（自由記載）

問10 貴組織におけるコンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）の状況を把握するための調査等を行っていますか。（あてはまるほうに○）

- 1. はい
- 2. いいえ

付問 「1 はい」に○をつけた方におたずねします。具体的には、どのような調査を行っていますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1. 職員に対するアンケート
- 2. 職員からのヒアリング
- 3. 利用者や家族に対するアンケート
- 4. 第三者によるヒアリング調査等
- 5. その他（具体的に： _____）

管理者としての業務について

問11 貴組織では、各事業所の管理者対象の研修を行っていますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1. 自施設・同一法人等による研修を行っている
- 2. 外部団体による研修に参加している
- 3. 行っていない



付問 「1. 自施設・同一法人等による研修を行っている」に○をつけた方におたずねします。
 具体的には、どのような研修を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 法令遵守 | 6. 財務（ファイナンス）・会計 |
| 2. 病院・施設運営 | 7. セーフティ（リスク）・マネジメント |
| 3. 医療保険サービス | 8. サービスの質の向上 |
| 4. 介護保険サービス | 9 その他（具体的に：_____） |
| 5. 人事労務管理 | |

問 12 貴組織では、管理者対象の職務をサポートする体制（相談・助言）がありますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|--------------|-------|--------------|
| 1. <u>ある</u> | 2. ない | 3. どちらともいえない |
|--------------|-------|--------------|

付問 「1. ある」に○をつけた方におたずねします。それは、具体的にどのような体制ですか。
 また、今後体制を維持するために要望や問題点等がありますか。（自由記載）

問 13 2012（平成 24）年には、診療報酬と介護報酬の同時改定が行われます。また、厚生労働省は「医療・介護改革調整会議」を開き、「医療の機能分化・連携」と「介護と医療の連携（地域包括ケア班）」の2つの検討班設置についての案が示されています。検討班は、特に来年度の予算編成と診療報酬改定で可能な措置を盛り込めるよう、具体的項目の整理を早急に進めるとしています。このような動向において、どのような診療報酬・介護報酬同時改定を望まれますか。（自由記載）

問 14 2009（平成 21）年度から日本とインドネシアの経済連携協定(EPA)に基づき、フィリピン人の看護師・介護福祉士の受け入れが開始されました。貴組織ではどのようにお考えですか。（自由記載）

第三者評価と法令等遵守に関する考え方

問 15 以下は、オーストラリアやイギリスの第三者評価（認証）機関による高齢者施設に対するコンプライアンス確保のための取り組みから抜粋したものです。わが国の慢性期医療施設に対しても導入した方がよいと思われるものすべてに○を記入してください。

1) 施設基準・評価プロセスについて。（あてはまるものすべてに○）

1. 第三者評価基準において法令遵守項目が盛り込まれている
2. インターネット上で第三者評価基準の各評価項目に関連法規や公文書の最新情報がリンクされており、現在遵守が必要な法規について容易に確認できる
3. コンプライアンス体制に係る自己評価（施設のコンプライアンス目標と方針の設定、そのための達成行動の明確化、実施と評価）が義務づけられている
4. 第三者評価の中で、コンプライアンス体制のしくみやプロセスが整っているかが書類審査および訪問審査によって確認される
5. 第三者評価の中で、コンプライアンス体制に係る利用者・家族の意見が聴取される
6. コンプライアンス体制への取り組みが優れている施設は表彰される
7. コンプライアンス体制を含めた第三者評価（認証）に有効期間（1～3年）があり、それを継続的に受けている（＝コンプライアンス体制に問題がない）ことが介護報酬等の支払いを受ける要件となる

2) 法令遵守違反に係る措置について（あてはまるものすべてに○）

1. 所轄省庁に全国的な苦情相談窓口（通話無料）があり、法令遵守違反やケアの質に関する苦情等の通報に対応する
2. 苦情相談とコンプライアンスのチェック体制がリンクし、苦情解決プロセスのなかで、義務不履行や違反が発見されれば、是正措置がとられる
3. 所轄省庁から法令遵守違反の通告を受けた際には、インターネット上に施設名・住所、違反や罰則の内容や改善状況等の情報が速やかに公表される
4. 深刻な違反を防止するために、段階的な措置が設けられている
（助言・指導的段階から、改善計画の指導や警告文書、登録抹消や通報等）

3) コンプライアンス体制構築のための行政の支援（あてはまるものすべてに○）

1. 行政によって、各種施設の組織長が守るべき「倫理綱領」や「入居者憲章」（患者・利用者の権利と義務を明示したもの）が定められている
2. 組織内で職員にコンプライアンスの教育研修を行うためのツールが提供される
3. 経営者や幹部にコンプライアンス等に係る教育研修の機会が提供される

医療・介護サービス情報の公表制度について

問 16 わが国の医療や介護サービス情報の公表制度は、コンプライアンスの向上に役立つと思いますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 大変役立つ
2. やや役立つ
3. あまり役立たない
4. ほとんど役立たない

療養病床制度の今後について

問 17 介護療養病床は 2012 年度（平成 24 年度）に廃止し、有料老人ホームや老人保健施設などの介護施設への転換を促す方針が明らかにされています。この方針について、一般的にどのように対応すべきだとお考えになりますか。（あてはまるもの一つに○）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 廃止自体に強く反対する | 2. 老人保健施設へ転換 |
| 3. 医療療養病床に転換 | 4. 有料老人ホーム、ケアハウス等へ転換 |
| 5. 回復期リハビリテーション病棟へ転換 | 6. その他（ ） |

問 18 政権交代で政府は「療養病床の削減は行わない」方向で検討されている現状ですが、どのようにお考えになりますか。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1. 療養病床削減に絶対反対である | 2. 療養病床への新規参入は制限するべきだ |
| 3. 療養病床の転換に賛成である | 4. 有料老人ホーム、ケアハウス等への積極的転換 |
| 5. 回復期リハビリテーション病棟へ転換 | 6. その他（ ） |

【ご意見があれば下記にご記入下さい】

問 19 最後に貴組織のプロフィールについて伺います。※記入は、平成 22 年 1 月 1 日 24 時現在の状況をお願いいたします。（あてはまるもの全てに○）

① 貴組織について

1. 貴組織の設置主体	1. 医療法人 3. 特別医療法人 5. 社会福祉法人 7. その他（ ）	2. 民法財団法人（公益法人） 4. 公的・社会保険関係団体 6. 地方公共団体
2. 併設 ¹⁾ 事業所	1. 診療所 3. 通所介護 ²⁾ 5. 訪問看護 ²⁾ 7. 短期入所療養介護 ²⁾ 9. 居宅介護支援事業所 11. 介護老人福祉施設	2. 通所リハビリテーション 4. 訪問介護 ²⁾ 6. 訪問リハビリテーション 8. 認知症対応型通所介護 ²⁾ 10. 介護老人保健施設 12. その他（ ）

1) 「併設」とは同一法人（法人が異なっても実質的同一経営の場合を含む）が同一または隣接（離れていても可）の敷地内で異なる施設を運営する場合をいう。

2) すべて介護予防型を含む

② 診療科目と病床数について（平成 22 年 1 月 1 日 24 時現在の状況）

1. 診療科目 (あてはまるものすべてに○)	1. 内科	2. 呼吸器科	3. 消化器科	4. 循環器科
	5. 小児科	6. 精神科	7. 神経科	8. 神経内科
	9. 心療内科	10. 外科	11. 整形外科	12. 脳神経外科
	13. 呼吸器外科	14. 心臓血管外科	15. 小児外科	16. 産婦人科
	17. 産科	18. 婦人科	19. 眼科	20. 耳鼻咽喉科
	21. 皮膚科	22. 泌尿器科	23. リハビリテーション科	24. 放射線科
	25. 歯科	26. その他（ ）		

2. 許可病床数 等	許可病床数	(床：うち休床	床)
	病棟数	(棟)	
	直近の入院患者数	(名)	

病床区分	医療保険			介護保険		
	病棟数	許可 病床数	9月30日の入 院患者数	病棟数	許可 病床数	9月30日の入 院患者数
①一般病床						
(再掲)回復期リハビリ病棟Ⅰ、Ⅱ						
(再掲)特殊疾患病棟1, 2						
(再掲)障害者施設等 7:1、10:1、13:1、15:1						
②療養病床						
(再掲)療養病棟						
(再掲)回復期リハビリ病棟Ⅰ、Ⅱ						
(再掲)介護保険移行準備病棟						
(再掲)経過型介護療養型医療施設						
③精神病床						
(再掲)特殊疾患病棟						
(再掲)認知症病棟						
(再掲)老人性認知症疾患療養病棟						
(再掲)経過型介護療養型医療施設						
④その他						

③ 職員体制について（平成22年1月1日24時現在の状況）

1. 組織職員数	① 常勤（実数）	() 人
	② 非常勤（実数）	() 人
	③ 非常勤（常勤換算 ³⁾ ）	() 人
	④ 常勤換算（①+③）	() 人
2. 有資格者 配置数	職種	常勤	非常勤（常勤換算 ³⁾ ）
	① 医師		
	② 歯科医師		
	③ 薬剤師		
	④ 看護職員		
	⑤ 介護職員		
	⑥ 理学療法士		
	⑦ 作業療法士		
	⑧ 言語聴覚士		
	⑨ 管理栄養士・栄養士		
	⑩ 臨床検査技師		
	⑪ 診療放射線技師		
	⑫ 介護支援専門員		
	⑬ 医療ソーシャルワーカー		
⑭ 歯科衛生士			

3) 常勤換算：非常勤職員又はパート職員の人数を一般常勤職員の数に換算した数値

＊＊ ご協力、誠にありがとうございました。 ＊＊＊

Ⅱ. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
小山秀夫	第6章 保健医療サービスにおける専門職の役割 第1節 医療従事者とその役割	『社会福祉学習双書』編集委員会編	社会福祉学習双書 医学一般	全国社会福祉協議会出版部	東京	2009	

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
小山秀夫	介護マンパワーの国際比較	病院	68(8)	641-644	2009
小山秀夫	介護政策・私はこう考える(特集 老後を誰が看るのかINTERVIEW 有識者に問う介護保険制度のあるべき姿)	週刊東洋経済	2009年09月05日号		2009

論文

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
原祥子, 實金栄, 太湯好子, 中嶋和夫, 小野光美, 沖中由美, 筒井孝子, 小山秀夫.	・ ユニット型介護老人保健施設における認知症ケアの質に関する測定尺度の開発。(査読有り)	介護経営	4(1)	24-34	2009.
東野定律, 張英恩, 金貞淑, 尹靖水, 筒井孝子, 中嶋和夫, 小山秀夫.	・ 家族介護者の続柄別にみた介護負担感と心理的虐待の関係(査読有り)	介護経営	4(1)	14-23	2009.
宮本啓子, 若杉早苗, 水嶋美穂子, 東野定律, 小山秀夫.	・ 介護予防・特定高齢者施策における栄養改善事業の課題と対応に関する検討—静岡県牧之原市を事例として—(査読有り)	介護経営	4(1)	3-13	2009

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金 長寿科学総合研究事業
介護保険施設におけるマネジメント理論の展開に関する実証的研究

発行 2010 年 3 月 31 日
主任研究者 小山 秀夫
〒422-8526 静岡県静岡市駿河区谷田 52-1
静岡県立大学経営情報学部

